資料１

令和５年度大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会

総量削減計画進行管理検討部会報告について

大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会

総量削減計画進行管理検討部会長　近藤　明

令和５年６月27日に総量削減計画進行管理検討部会を開催し、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会　総量削減計画進行管理検討部会運営要領」の第２の所掌事項等について審議を行ったので、その結果の概要を別添のとおり報告する。

（別　添）

大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会

総量削減計画進行管理検討部会における審議結果（概要）

１　日　時：令和５年６月27日（火）　午前10時30分～午前11時26分

２　場　所：ウェブ会議システム（Microsoft　Teams）によるオンライン開催

３　出席者：近藤委員（部会長）、内田委員（部会長代理）

伊藤委員、毛海委員、田中委員、中村委員

４　議　事：

（１）大阪府自動車NOx・PM総量削減計画〔第４次〕の素案について

【委員からの主な指摘事項】

|  |  |
| --- | --- |
| 委員からの指摘事項 | 府の対応 |
| **＜物流の効率化＞**・2024 年度からのトラックドライバーへの時間外労働の上限規制等の適用に伴い、さらなる物流の効率化が必要。・物流においては荷主の意向が強く働き、ドライバー側が効率化に取り組んでも、倉庫への荷物の搬入や出庫時において荷待ち時間が発生しており、アイドリングせざるを得ない状況。第４次計画において、荷主側への働きかけを盛り込めないか。・また、宅配の再配達も課題となっていることから追記できないか。 | ・総量削減計画〔第４次〕素案の31ページの「５．(１)輸送効率の向上」に、「併せて、令和５年６月に閣議決定された「物流革新に向けた政策パッケージ」に掲げる、荷主・物流事業者間等の商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について総合的な対策を推進する。」を追記した。・なお、宅配の再配達の防止は、「荷主・消費者の行動変容」に含まれている。 |
| **＜自動車関連データ＞**・第３章の「３（１）④燃料別登録台数」と「６　電動車等の状況」の自動車台数が一致していない。根拠とするデータが異なる場合は、対象の自動車を明記すべきでないか。 | ・総量削減計画〔第４次〕素案の19ページの「３（１）④燃料別登録台数」の注意書きに「燃料別登録台数の集計には、軽乗用、軽貨物、軽特種用途車は含んでいない。」を追記した。 |
| **＜電動車等の普及促進＞**・第４章の「３　電動車等の普及促進」の頭書において、ゼロエミッション車を中心とした電動車の普及促進とされており、クリーンディーゼル車などの記載がない。本計画の目標年度が令和８年度であることを考慮し、表現を見直してはどうか。 | ・総量削減計画〔第４次〕素案の28ページのとおり、「「おおさか電動車普及戦略」（令和３年６月）に基づき、電動車の普及・利用拡大を推進する。こうした取組みに加え、電動車の開発・普及状況や車種別の自動車の利用実態を踏まえつつ、天然ガス自動車・クリーンディーゼル車の普及を促進する。」に表現を見直した。 |